

公明党外交安全保障調査会・憲法調査会合同会議（6/19）

配布資料

1. 昭和 47 年の政府見解と「たたき台」の関係 . . . . . 1
2. 米艦防護等（事例 8 関連）に関する主な安倍総理答弁  
（5/28 衆・予算委） . . . . . 2
3. 御説明資料（米艦による在外邦人輸送に関する報道関連） . . 3
4. 他国の軍隊の艦船等による邦人輸送の事例 . . . . . 4
5. 安保理決議 6 7 8 号（湾岸戦争における機雷掃海の法的  
根拠関連） . . . . . 5

## 従来の政府見解の基本的な論理

※(憲法は)自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはどうてい解されず、必要最小限度の「武力の行使」は許容される。

### 〈昭和47年の政府見解〉 (昭和47年10月14日参・決算委提出資料(抜粋))

①憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が……平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、……国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、**自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはどうてい解されない。**

②しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないものであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、**その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。**

③そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、**他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されない**といわざるを得ない。

### 基本的な論理(47年政府見解の①及び②)は引き続き維持

「たたき台」

憲法第9条の下において認められる「武力の行使」については、

- (1) 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるおそれがあること
- (2) これを排除し、国民の権利を守るために他に適当な手段がないこと
- (3) 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

という三要件に該当する場合に限られると解する。

我が国を取り巻く安全保障環境の変化

結論(あてはめ)

# 米艦防護等(事例8関連)に関する主な安倍総理答弁(5/28 衆・予算委)

	邦人有	邦人無
米国の船	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 邦人が乗船をしている船について、近国から、米国の艦船、米国の船に邦人が乗っている場合、その船に対する攻撃から守ることができないというのは、事実として存在するわけであります。その事例について検討するのは当然のことであろう。【対岡田委員】</li> <li>◆ 日本の近海において、他国の紛争を逃れてくる邦人を輸送している米国の船に対して攻撃があったときは、これは、公海上において、その邦人を守る上において、自衛隊が武器の行使をするということは当然あり得るかどうかということについても検討をしていただく。【対岡田委員】</li> <li>◆ 近隣国で紛争が起こったときに、そこから避難してくる邦人を、例えば米国の艦船、これはほかの国の艦船でもいいんですよ…その艦船を我が国が守ることができなくていいのかどうかという、これは、直面するかもしれない事態に対して我々は検討をあらかじめしておく必要が当然あるんだろう。【対大串委員】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ (避難の)共同のオペレーションにおいて、日本人が乗っているからこれは守るけれども、これは日本人が乗っていないからだめですよということは、そもそもこれはあり得ない。【対中谷委員】</li> <li>◆ 他国で紛争があり、それを逃れてくる邦人を乗せた米国の船を守ることができるかどうかということではありますが、と同時に、では、乗っていないからどうかということでもあります。そこで、いわば、根底から覆される事態というのをどう考えるかということにもなるわけですが、日本の近隣でそういう紛争が起こったとき、それは日本にも飛び火してくる可能性があるわけでありまして、また、多くの邦人の命を救出する、命が脅かされているという状況と考えてもいいわけでありまして、その邦人を日本に安全に連れ帰ってくることは私たちの責任でもあります。そこで、しかし、それを主な任務として米国の船が担うときに、その防衛を依頼されたときに、この船は日本人が乗っているから守るけれども、この船には日本人が乗っていない可能性が、守るということを前提に、そもそも米軍とそういうエバキューエーションの、避難の計画を立てるということ自体が現実的ではないと言わざるを得ないだろう。【対遠山委員】</li> </ul>
その他の国の船	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 他国の船だったという御質問でございますが、これは状況等によるわけございまして、まさにこれは、安保法制懇により出された報告書において我が国の安全に大きな影響がある場合かどうか、それは個々のケースにおいて判断すべきことであろう。【対岡田委員】</li> <li>◆ 米軍が用船する場合がありますね、他国の船です。しかし、それも含めて様々なケースがあるから、それを検討していただくというふうに申し上げたわけでありまして、私は一言も、米国の船以外はだめだと言ったことはございません。【対岡田委員】</li> <li>◆ どこの国の船であれ、いわば避難をしてくる邦人について、私たちはその命を守る責任を負っているわけでありまして、それは当然のことです。その中において、果たして何をなすべきかということを検討すべきだということを申し上げている。【対岡田委員】</li> </ul>	<p>※総理答弁の趣旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 我が国近隣で米国の船が武力攻撃を受けている場合は、邦人の有無にかかわらず護衛ができるよう検討する</li> <li>② 民間人退避の共同オペレーションに際しては、邦人の有無にかかわらず護衛ができるよう検討する</li> <li>③ 米国以外の船であっても、様々なケースを念頭に検討する</li> </ol>

## 御説明資料

（「日本の民間人らを米軍が避難させる計画は、最終的に米側に断られた」との点について）

1997年に策定された現行の「日米防衛協力のための指針」においては、「非戦闘員を退避させるための活動」との項目が明記され、「日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要が生じる場合には、日米両国政府は、自国の国民の退避及び現地当局との関係について各々責任を有する。日米両国政府は、各々が適切であると判断する場合には、各々の有する能力を相互補完的に使用しつつ、輸送手段の確保、輸送及び施設の使用に係るものを含め、これらの非戦闘員の退避に関して、計画に際して調整し、また、実施に際して協力する。」とされている。したがって、指摘は当たらない。

（「周辺事態法をつくる際、米側の強い意向でNEOはメニューから外された」との点について）

上記に加え、現行の「日米防衛協力のための指針」の実効性確保のための措置としての一連の立法作業においては、周辺事態法ではなく、自衛隊法の在外邦人等（その際に輸送を依頼された外国人も含む）の輸送に係る規定に、輸送手段としての船舶等の追加、在外邦人等の生命等を防護するための必要最小限の武器使用権限を追加する改正を行うこととし、1998年4月に、当該自衛隊法改正案は周辺事態法案とともに、「日米防衛協力のための指針」の実効性を確保するための法案の1つとして国会に提出され、1999年5月に可決・成立している。このように、在外邦人等の輸送について、周辺事態法自体には規定はないものの、自衛隊法において必要な規定が整備されている。したがって、指摘は当たらない。

（「1997－98年の日米交渉で米側が日本に伝えた『米軍による救出・保護作戦での国籍による優先順位』」との点について）

自国の国民の退避については各国政府が責任を有するとの原則については、上記のとおり「日米防衛協力のための指針」にも明記されているとおりである。

その上で、米国政府は、自国民以外の者の間にあらかじめ差異は設けてはいない旨、米国政府にも確認している。したがって、指摘は当たらない。

## 他国の軍隊の艦船等による邦人輸送の事例

ある国の情勢が緊迫化した際、その初期段階においては、民間航空機や民間船舶による邦人の退避を促すことになるが、更に情勢が緊迫化し、その国において民間航空機や船舶の運航ができなくなるような状況では、邦人の退避は、日本国政府手配の輸送手段の他には、友好国などの軍や政府の輸送手段に頼らざるを得ないのが実態である。

- 2000年6月、ソロモン諸島の首都ホニアラにおいて、部族対立を背景とした武力衝突が発生し、首相が一時拘束されるなど情勢が悪化したことを受け、邦人21人が豪州軍艦船により、邦人27人がニュージーランド政府チャーター機により、豪州へ輸送された。
- 2006年7月、イスラエルが、ベイルート国際空港やヒズボラ拠点等を空爆し、レバノンのヒズボラもイスラエル北部の都市にロケット攻撃を継続するなど情勢が悪化したことを受け、邦人13人が英国軍艦船により、邦人計5名が英国政府、仏政府及びカナダ政府チャーター船により、それぞれレバノンからキプロスへ輸送された。
- なお、他国の軍隊の艦船ではないが、1998年6月、エチオピア・エリトリア国境確定問題を巡って武力紛争が発生し、両国間で主要都市を相互に空爆するなど戦闘が激化する中、邦人3人が米軍用機でエリトリアから輸送された。また、2011年2月、リビアにおける情勢悪化を受け、邦人計21人が米国政府のチャーター船やスペイン軍用機により輸送された。

(了)

## 安保理決議第678号

安全保障理事会は、

同理事会の決議第660号(1990年)、第661号(1990年)、第662号(1990年)、第664号(1990年)、第665号(1990年)、第666号(1990年)、第667号(1990年)、第669号(1990年)、第670号(1990年)、第674号(1990年)及び第677号(1990年)を想起かつ再確認し、

国際連合によるあらゆる努力にも拘らず、イラクが安全保障理事会を著しく侮蔑し、決議第660号(1990年)及び累次の上記関連諸決議の実施義務に従うことを拒否していることに留意し、

国際連合憲章の下で国際の平和と安全を維持し確保する安全保障理事会の義務と責任を考慮し、

安全保障理事会の決定の完全な遵守を確保することを決意し、

国連憲章第7章の下に行動し、

1. イラクが決議第660号(1990年)及び全ての累次の関連諸決議を完全に遵守することを要求すると共に、全ての安全保障理事会の決定を維持しつつ、イラクに対し、善意の時間的猶予として、関連諸決議を完全に遵守するための最後の機会を与えることを決定する。
2. イラクが1991年1月15日以前に、上記主文1. に示されたように、上述の諸決議を完全に実施しない限り、クウェイト政府に協力している加盟国に対し、安全保障理事会決議第660号(1990年)及び全ての累次の関連諸決議を堅持かつ実施し、同地域における 国際の平和と安全を回復するために、あらゆる必要な手段をとる権限を与える。
3. 全ての国家に対し、この決議の2を履行するために取られた行動に対し、適切な支援を与えることを要請する。
4. 関係する国家に対し、この決議の2及び3に従って取られた行動の進捗状況について定期的に安全保障理事会に報告するよう要請する。
5. この問題を引き続き審議することを決定する。